

旭川市避難行動要支援者避難支援の手引(全体計画) (案) に対する意見募集結果

1 意見募集期間 平成27年12月21日(月)から平成28年1月28(木)まで

2 意見提出者 2人

※ 御意見につきましては、原文どおりとしていますが、一部読みやすくするため修正等を行っています。

3 御意見に対する市の考え

No.1

寄せられた御意見等	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 之を踏前、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の充実・強化を図る為、本市が行う取組を市民の皆様に御説明し、地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について御理解と御協力を頂く為、従来の「旭川市災害時要支援者避難支援ガイドライン」を「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引(全体計画)」に改定する事と成った。高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方を言う。</li> <li>◦ 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難する事が困難な者で遭って、その円滑かつ迅速な避難の確保を図る為特に支援を要する方をいう。</li> <li>◦ 避難行動要支援者に付いて避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命や身体を災害から保護する為に必要な措置を言う。</li> <li>◦ 大規模災害の発生時には、防災関係機関関係機関自体が被災する等、災害対応(公助)は、相当の時間を要する事が有る。</li> <li>◦ 該当者の把握の為、市関係部局で把握している高齢者や障害者等の要配慮者の情報を集約するとともに、本市では把握していない情報に付いては、北海道等に提供を求める。</li> <li>◦ 集約・取得した要配慮者情報のうち、在宅者で避難行動が困難で有る事等から総合的に判断して避難行動要支援者名簿に登載する者を選定(選定条件は6ページに記載)するが、社会福祉施設入所者や長期入院患者は、災害時に周囲の人々から有る程度の支援が期待出来る為、登載対象から除く。</li> <li>◦ 避難支援等の実施に必要な情報(氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援を必要とする事由等)を記載する。</li> <li>◦ 対象者の転居等に寄り、名簿の記載内容は常に変更を生ずる事から、避難行動要支援者の情報を適切に把握し、定期的な更新に努める。</li> <li>◦ 個人情報の保護の観点から避難行動要支援者に同意を得る事が必要な為、本人に書面で意向を確認し、同意を得た場合に名簿情報を外部提供する。</li> <li>◦ 自主防災組織や町内会等の避難支援等関係者が名簿情報の外部提供を希望する場合は、組織内で合意が取れている事や申請者名が代表者で有る事等が外部提供の条件となる。</li> <li>◦ 名簿情報の外部提供の条件を満たす自主防災組織や町内会等の避難支援等関係者は、自らの担当する地域の避難行動要支援者の名簿情報の提供を申請するとともに、個人情報の取扱い等の研修等に参加した後、個人情報保護に関する誓約書を提出する。</li> <li>◦ 災害対策基本法に基付く守秘義務が生じる為、名簿情報の取扱いや情報管理が適切に図られる様、改めて必要な説明等を行う。</li> <li>◦ 災害時には、多くの住民が不安な気持ちを抱き乍ら避難所に避難する。</li> <li>◦ その様な中では、避難行動要支援者は周りの人達の協力が無ければ迅速な避難が困難と成る。</li> </ul>	<p>御意見の内容につきましては、旭川市避難行動要支援者避難支援の手引(全体計画)(案)に沿っているものと考えます。今後も本市の避難行動要支援者避難支援対策の推進に努めて参ります。</p>

- そうした時に最も頼りに成るのは隣近所を始めとした地域コミュニティの人達だ。
- 隣近所における交流を積極的に深め、お互いがどのような共助が出来るか話し合う等の自主的な取組が大切だ。
- 災害時には、避難行動要支援者は元より、隣近所に要配慮者等が、まだ自宅等に残っている時は声を掛けて避難所に誘導するという支援も必要だ。
- 支援計画に記載する情報は、名簿情報に加え、避難支援等を行う者や避難支援等を行うに当たっての留意点、避難支援等の方法や避難所等・経路等を記録する様努める。
- 災害図上訓練（DIG）・防災マップ作りは、地域コミュニティにおける住民のネットワーク作りや防災意識を高める事に役立つ事が期待出来る。
- 台風や洪水等の風水害等の場合と地震の場合では、避難支援等の取組手順や対応が異なり、風水害等の場合は、避難に関する情報の発令で避難支援等が開始される等、事前対応が可能だが、地震等の突発的な災害の場合は、初期の避難行動は言う迄も無く、安否確認や被災者の救援活動が中心に成ることも考えられる。
- 避難に関する情報には3段階の発令が有り、それぞれの段階で、対象と成る地域等の住民に求められる行動には違いが有る。
- 災害時であれば無条件に名簿情報の外部提供が認められる物では無く、災害による被害の可能性の無い地区居住する避難行動要支援者の名簿情報迄一律に提供する事は行わ無い。
- 住居に被害が無く、避難行動要支援者本人が無事でも、生活の支援が受けられ無く成ってしまった場合、その後の自力生存が困難と成る為、避難行動要支援者名簿を活用し安否確認を進め、必要な支援を行う。
- 安否確認を外部に委託する事ことも想定される事から、福祉サービス提供者との連携を密に図って行く事も検討して行く。
- 避難生活の可能な避難所以外の避難場所等に避難した避難行動要支援者やその他の要配慮者を必要な避難所に移送する際には、市有車や災害時の協定によるバスやレンタカー等に対応する。

寄せられた御意見等	市の考え方
<p>私自身も、いつ支援される側になるか分からないので、この様な手引書が必要と思いますが、手引書の中で、11ページから13ページの避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴とありますが、具体的な手助けの仕方が余り詳しく書いていないと思います。また、20ページから23ページで避難支援等を求める者の備えとありますが、もう少し準備について詳しく書いて欲しいと思います。</p> <p>そうすれば、より分かり易くなると思います。</p>	<p>当該手引書は、災害時における避難行動要支援者の避難支援等に取り組むための手立てや手順を示すものであり、避難行動要支援者に対し、どのような支援方法があるかを具体的に記載する必要がありますことから、「避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴」の項目について、より具体的に分かりやすくするため、御意見のとおり、必要な加筆・修正をいたします。</p> <p>また、避難支援等を求める者についても、災害に対し、自らのでき得る備え（自助）をすることが、より迅速で的確な避難支援等（共助）の実施を可能とすることから「避難支援等を求める者の備え」の項目についてもより具体的に分かりやすくするため、御意見のとおり、必要な加筆・修正をいたします。</p>